

	内容	割合 (増差税額に対する)	不適用・割合の軽減
過少申告加算金	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% 〔期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分〕 15%	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・更正を予知しない修正申告の場合 ⇒ 不適用
不申告加算金	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% (注2) 〔50万円超300万円以下の部分〕 20% (注2) 〔300万円超の部分〕 30% (注2)	・正当な理由がある場合 ⇒ 不適用 ・期限後1ヶ月以内にされた一定の期限後申告の場合 ⇒ 不適用 ・更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 ⇒ 5%
重加算金	仮装・隠蔽があった場合 (注1)	〔期限内に申告をしている場合〕 35% (注2) 〔申告しなかった場合又は期限後に申告した場合〕 40% (注2)	

(注1) 令和7年1月1日以後においては、仮装・隠蔽したところに基づく「更正請求書」を提出した場合も含む。【令和6年度改正】

(注2) 過去5年内に、不申告加算金(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算金を課されたことがあるときは、10%加算【平成28年度改正】
上記の場合に加え、前年度及び前々年度分の当該地方税について、以下の場合についても10%加算【令和5年度改正】

- ・不申告加算金(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算金(不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。)を課されたことがあるとき
- ・不申告加算金(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算金(不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。)の賦課決定をすべきと認めるとき